

南相馬市農家高齢者創作施設ことぶき荘設置及び管理に関する条例

平成18年 1月 1日条例第171号

改正

平成18年 3月 3日条例第243号

南相馬市農家高齢者創作施設ことぶき荘設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、農家高齢者が健康で希望と生きがいのある暮らしを送るため、農家高齢者創作施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 農家高齢者創作施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市農家高齢者創作施設ことぶき荘

位置 南相馬市鹿島区江垂字堂前43番地の1

(使用の許可及び管理)

第3条 南相馬市農家高齢者創作施設ことぶき荘(以下「ことぶき荘」という。)の使用は、農家高齢者の創作活動及び地域文化の伝承活動を基本とする。ただし、市長が適当と認められたものは、この限りでない。

2 市長は、ことぶき荘の管理上必要があるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設設備又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があると認めるとき。

(賠償の責任)

第5条 使用者は、使用中に施設等を故意又は不注意により、損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

2 使用者が市長の許可を受けて特別の設備をした場合は、使用後直ちに原状に復さなければならない。

(使用料)

第 6 条 ことぶき荘の使用料は、徴収しない。ただし、第 1 条の目的以外に使用する場合は、1 時間につき 710 円の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用が許可されたとき、前納しなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第 8 条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町農家高齢者創作施設設置及び管理に関する条例 (昭和 53 年鹿島町条例第 7 号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 18 年条例第 243 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。